



2019年5月24日

各位

会社名 チエル株式会社
代表者名 代表取締役社長 川居 睦
(証券コード 3933 東証 JASDAQ)
問合せ先 取締役 若松 洋雄
(TEL. 03-6712-9721)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年6月27日開催予定の第22期定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。監査等委員会設置会社へ移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行および移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」および「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現することを目的として監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- (2) 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条に定める責任限定契約の締結を可能とするべく所要の変更を行うものであります。
- (3) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2019年6月27日（予定）
定款変更の効力発生日 2019年6月27日（予定）

以上

【別紙】

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 5 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法令省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任)</p> <p>第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第 20 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および<u>監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 27 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 5 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は10名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第 19 条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第 20 条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第 25 条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第28条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(選任) 第29条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議については、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって、これを行う。</p> <p>(任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集) 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会規程) 第33条 監査役会の運営その他に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬等) 第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で規定する額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会の招集) 第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会規程) 第30条 監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第36条～第37条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第31条～第32条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第38条～第41条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第33条～第36条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置) 第22期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。</p>

以上